

令和3年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和3年度9月補正予算等関係)

警察本部

令和3年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】 (一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)		
	1 繰越明許費に関する調書	会計課	3

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第9号	鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例	交通規制課	4～5

(報告)


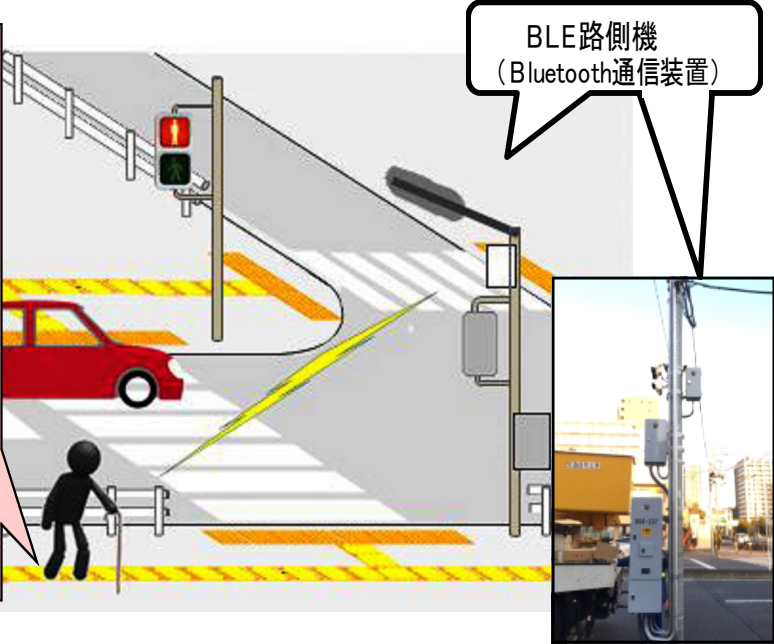
報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(令和3年7月26日専決)	生活安全企画課	6～7
	(6) 鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例(鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例)(令和3年8月6日専決)	組織犯罪対策課	8～9
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和3年8月17日専決)	高速道路交通警察隊	10
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和3年8月23日専決)	監察課	11

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考			
							国庫補助金	起債	その他	一般財源				
9	警察費	1	警察管理費	4	運転免許費	運転免許・認知症等 運転者対策費	警察本部 (会計課)	227,442	83,592			83,592		道路交通法等の一部改正に係る運転者管理システムの改修について、改修システムへの移行作業等を運用開始時(令和4年5月中予定)に実施する必要があるため。
合 計					227,442	83,592			83,592					

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることに関する情報を視覚障がい者が使用する通信端末機器に送信することができる信号機が、交通安全特定事業により設置される信号機に関する基準に適合するものであることを明示する。 (2) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p><参考> 条例の改正により明示されることとなるのは、高度化PICSに代表される歩行者等支援情報通信システムである。高度化PICSとは、Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等から青信号の延長を可能とするシステムである。 ※ Bluetooth…デジタル機器同士のデータ通信に使う近距離無線通信規格のひとつ</p> <div data-bbox="225 1361 608 1935" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">音声メッセージ例</p> <p>「〇〇駅前交差点です」 「△△方向の信号が赤です」 … 「△△方向の信号が青になりました」</p>  </div> <div data-bbox="608 1339 1385 1980" style="margin-top: 10px;">  </div>

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例（平成24年鳥取県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの <u>（当該表示を開始し、又は当該表示を継続していることに関する情報を視覚障がい者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (令和3年7月26日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 嫌がらせ行為の禁止について定めた規定中引用するストーカー行為等の規制等に関する法律の条項を改める。 (2) 施行期日は、令和3年8月26日とする。</p>

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第4項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、令和3年8月26日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例) (令和3年8月6日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>民法の一部が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 暴力団事務所の開設の禁止について定めた規定中青少年の定義について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。</p> <p>(3) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第1条 略

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第2条 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営(暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。)をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 略</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営(暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。)をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年(18歳未満の者<u>(婚姻したものを除く。)</u>)をいう。以下同じ。)の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県青少年健全育成条例第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に婚姻をした18歳未満の者に対する鳥取県青少年健全育成条例第3章以下の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に婚姻をした18歳未満の者に対する鳥取県暴力団排除条例第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年8月17日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年8月17日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市赤井手962番地2 西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所 所長 市谷良浩</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金918,500円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和3年4月3日 午前9時18分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市赤井手地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故処理車）を運転中、車庫から発進する際、前方の安全確認が不十分であったため、使用貸借契約により和解の相手方から借り受けている車庫のシャッターに衝突し、同シャッターを破損させたものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額 918,500円 うち、県費支出額918,500円（保険契約適用外） ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年8月23日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年8月23日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金94,336円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和3年6月28日 午後8時5分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市両三柳地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額 94,336円 うち、保険支払額64,336円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）